

# 野村ダムただし書き操作要領

令和2年4月

国土交通省 四国地方整備局  
肱川ダム統合管理事務所

(通則)

第1条 野村ダムの計画を超える洪水時における操作規則第17条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし、標高169.40メートルとする。
- 二 洪水時最高水位 野村ダム操作規則に定める洪水時最高水位とし、標高170.20メートルとする。
- 三 上限水位（設計水位） 野村ダム上限水位（設計水位）は、標高171.50メートルとする。

(局長の承認等)

第3条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、操作規則第17条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

- 2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、操作細則別表第1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

- 2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに操作細則別表第1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えて放流量が流入量と等しくなるまでの間は、コンジットゲートはただし書き操作開始水位になった時の開度に保ち、クレストゲートは別図に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けた上で、貯水位を下げるができる。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第18条に定める「洪水調節の後における水位の低下」へ移行するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

野村ダム 貯水位～ゲート開度 対応図



